

会 議 録 (概要)

会議の名称	平成 30 年度 第 3 回 佐渡市地域包括ケア会議
開催日時	平成 30 年 11 月 15 日 (木) 14 時 00 分開会 15 時 50 分閉会
場所	金井コミュニティセンター 2 階 大会議室
議題	佐渡市高齢者虐待対応について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>参加者 (公務員除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体 11 名 (公務員) ・ 佐渡東警察署生活安全課長 竹野正博 ・ 佐渡西警察署生活安全課 生活安全係 阿部賢作 ・ 新潟地方法務局佐渡支局 総務係長 須田英子 ・ 新潟県佐渡地域振興局地域保健課 課長代理 五十嵐加代子 ・ 佐渡市消防本部 予防課 課長補佐 小林直樹 ・ 待鶴荘 施設長 加賀千年 ・ 待鶴荘 保健係 栄養士 本間聡子 ・ 社会福祉課 課長補佐 計良好昭 ・ 中央地域包括支援センター 主任介護支援専門員 堺直美 <p>オブザーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 高齢福祉係 係長 甲斐三代 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 課長 山本郁男 ・ 地域包括ケア推進室 室長 安達尚美 ・ 地域包括ケア推進係 係長 関口小百合 ・ 地域包括ケア推進係 主任 柴原祥二 ・ 地域包括ケア推進係 生活支援コーディネーター 高野康栄 ・ 地域包括ケア推進係 生活支援コーディネーター 金子和永 ・ 中央地域包括支援センター 社会福祉士 佐々木伸一郎 ・ 中央地域包括支援センター 社会福祉士 後藤亜紀 ・ 各地域包括支援センター所長 3 名 ・ 各地域包括支援センター社会福祉士 3 名

会議資料	<p>(事前配布資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市高齢者虐待対応マニュアル (案) <p>(当日配布資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市高齢者虐待対応マニュアル (案) 要点 ・ 利用者基本情報 ・ 要支援者情報シート ・ 高齢者虐待リスクアセスメントシート ・ 高齢者虐待対応マニュアルへの意見書
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要 (発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
地域包括ケア推進 係長 座長 A 氏	<p>1 開会 (資料確認等)</p> <p>2 あいさつ</p> <p>平成 18 年に高齢者虐待防止、高齢者養護者に対する支援等の法律が施行され、佐渡市でも厚生労働省の作成したマニュアルで今まで対応していたが、時間が経ち、平成 28 年に対策・対応の強化でマニュアルが改定された。それを踏まえて、佐渡市でも今回独自のマニュアルを作ろうということで、本日の会になった。</p> <p>佐渡では老老介護・認認介護や 8050 問題を持った介護世帯が多く、表に出ていない虐待等が結構多いのではないかという気がする。本日は各々の立場で専門的なご意見や、今までの経験、それから地域の特性等を踏まえて忌憚のないご意見をいただいて、マニュアルをより良いもの、あるいは使い易いもの、佐渡に合ったものにしていければと思う。</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 佐渡市高齢者虐待対応について (事務局説明 (概要等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料により要点等を説明。 ・ 概要説明後にロールプレイを行う。 ・ 文字等の修正点を説明。 <p>(意見交換)</p> <p>26 頁「疑われる場合のサインの例」で、急に痩せた人という</p>
包括支援センター 職員 座長 A 氏	

<p>消防本部</p>	<p>のは、病気の場合もあるが、意外と食事をもらってない場合もあるため、見ていくときには注意してもらおうと思う。</p> <p>28 頁の「相談」と「通報」でどのくらい内容が違うか。上で「高齢者、養護者、親族、近隣住民」の相談があって、右側の四角「関係機関」は通報になっているが、もしかすると近隣住民、他人だと、連絡だけで通報というのもありえる。</p> <p>46 頁の「緊急性が高いと判断できる状況」で、訪問して判断するときに、非常に高熱なのに家族が全然分かっていない。熱を測らないような家族も結構いて、高熱とか極端な低体温などで、具合が悪いのに放っておいてあるということになると思うので、判断する状況としてチェックを1つ入れてもいいか。</p> <p>消防が救急事案で出て、虐待や虐待の疑い通報することが殆どだと思うが、その場合には地域包括支援センターに通報する取り決めになっている。過去にどの位あるかと担当に聞いたが、2～3件位ということで、虐待による救急要請は、割と少ないのかと感じている。</p> <p>48 時間以内の事実確認で、48 時間というのは国の基準か。非常に短い時間で大変な気がするが、そのあたりの基準などあるのか。</p>
<p>中央包括支援センター職員</p>	<p>児童虐待で 48 時間というのがあり、以前の包括ケア会議で 48 時間以内にそういった安全確認をした方がいいのではないかという話から、ではそれでやってみようということになった。法律で 48 時間以内にしなければいけないと明記してあるわけでは無いが、佐渡市として迅速に対応していく必要があるだろうということで、そのようにしている。</p>
<p>委員 B 氏</p>	<p>デイサービスで虐待のときに注意しているのは入浴時。手の甲が多く、ここに痕が残る。そういう場合は注意して見ている。5 年位前に虐待事例があり今は解決済みだが、やはり先ほどの架空事例と同じように家族の飲酒が原因。今、その虐待された本人は病院に入院しているが、やはり分かれて住んでいるのが実態である。</p>
<p>待鶴荘施設長</p>	<p>家族が協力しないと本人も弱ってくるし、またそういう人をどのようにしていくかというのも、今後、課題になっていくかと感じている。</p>

佐渡西警察	<p>警察でも高齢者虐待は、非常に緊急性の高い、すぐに行動しなくてはいけない事案であり、認知したらすぐにまず被害者の安全の確保、はては暴行などの行為があれば、事件として行為者の検挙が必要になる。</p> <p>今回の事例で警察という立場で感じたのは、警察の認知が遅いと思う。最初の通報を受理して高齢者虐待が疑われることが分かったのであれば、警察にこの時点で一報あれば、警察も高齢者虐待の急訴事案として対応出来たかと思う。警察が早めに認知して対応出来たら、そういった暴力行為も防げた可能性もあるので、警察への通報をなるべく早めに。実際に自宅に行って、高齢者が血を流して倒れている。骨折の疑いもある。これは警察からすれば完全に事件性有り、傷害事件を疑わなければならない。怪我をしていて、怪我をしている人が「息子に殴られた」と暴力を受けられて、その息子が今も外に出て逃げている可能性があるとした時点で、110番通報していただければ、一番早い警察の認知になるので、そういった点で協力いただければ。</p>
座長 A 氏	<p>通報が間違えだったとしてもいいか。</p>
佐渡西警察	<p>息子の暴力が事実で無かったとしても、容疑の時点で事件性を疑わなくてはいけないので、すぐに臨場して被害者から聴取して、逃げているのであれば、それを手配して捕まえる検索をしなくてはならない。警察としてまず考えなくてはいけないのは、被害者の安全確保と検挙。信頼性が無かったとしても、実際に臨場して話を聞くのが重要。</p>
座長 A 氏	<p>例えば「息子が酒飲んで、暴力振るっているらしい」みたいな段階で、事前に相談はできるか。殴っていないくても、暴れて騒いでいるという時点で警察に相談はかけられるか。</p>
佐渡西警察	<p>もちろん相談していただいて結構で、警察はその話が来た時点で、高齢者虐待の容疑で、必ず臨場して関係者から話を聞く。もし、そういった虐待事実が確認出来なかったとしても、容疑という形で市に通報も出来るので、そういう話を聞いた時点で警察に一報いただけたら。</p>
消防本部	<p>救急車要請で加害がもう疑われれば、消防の方に入った時点で警察には情報提供する。また、救急搬送時にはまずドクター</p>

委員C氏	<p>にお知らせしている。</p> <p>地域の見守り活動している団体が幾つかあり、1つは地域の茶の間で、そのグループが地域の見守り活動の1つ。それから地域によっては地域福祉会という組織があり、地域の見守りというものをやっている。やり方はそれぞれ地域によって違い、直接介入をすることは無いが、情報はお互いに取りましようという活動になっている。</p>
委員D氏	<p>40頁に「訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします」とあるが、あまり大勢で押しかけると、1人の人間を追い詰めるような感じになってしまい、かえって相手に対して抑圧を与えるのではないかという気がする。また相手がそのことによって萎縮してしまい、あまり本当のことが言えなくなってしまうのではないかと少し心配。話し合いというのは1対1が対等に話し合うことが出来るので、どうしても客観性を高めるために、大勢で行く必要があるというならしょうがないが。</p>
中央包括支援センター職員	<p>基本的には、包括支援センターで言えば、社会福祉士と保健師、社会福祉士と主任ケアマネジャーなどの専門職で動く。また、地域の方や介護支援専門員であれば、本人が知らない相手ではないというところで、抑圧的な所は薄れていくのではないかと思う。</p> <p>また、本人に対しては1対1で話をする。養護者等と同じ場所にいると、話が噛み合わないことがでてきたり、お互いに言いあうことがあるので、本人に対して社会福祉士なり、養護者に対してもう1人同行した者が状況を確認することで、お互いの言い分や気持ちなど、それぞれ別々に話を伺っている。</p>
佐渡地域振興局	<p>虐待防止に関しては、県も一緒に研修に取り組み、特に地域の従事者への研修なども回を重ねてきて、専門家からも対応については更に高まってきていると意見をいただいている。今後も研修に取り組んでいきたいと思っているし、発見・対応という部分では、関係者の協力をいただきながらやっていきたいと思っている。</p>
消防本部	<p>虐待は佐渡市で年間どの位あるのか。</p>

中央包括支援センター職員	<p>通報は 28 年度が 62 件、29 年度が 43 件。認定している数は 28 年度が 15 件、29 年度が 16 件。この認定は虐待の累計で、相談のあったものを法律で照らして、これは虐待だと認定する件数が 29 年度は 16 件ということ。</p>
中央包括支援センター職員	<p>(2) その他 意見等あれば「高齢者虐待対応マニュアルへの意見書」により 11 月 30 日までに報告いただく。</p>
地域包括ケア推進係主任	<p>4. その他 次回会議日程および会議の公開について説明。</p> <p>5. 閉会</p>